

地域雇用開発計画に係る関係資料一覧

資料 2－1 : 地域雇用開発促進法（地域雇用開発促進地域）について

資料 2－2 : 雇用開発促進地域に該当するための要件

資料 2－3 : 地域雇用開発助成金について

資料 2－4 : 宮城県県南地域雇用開発計画

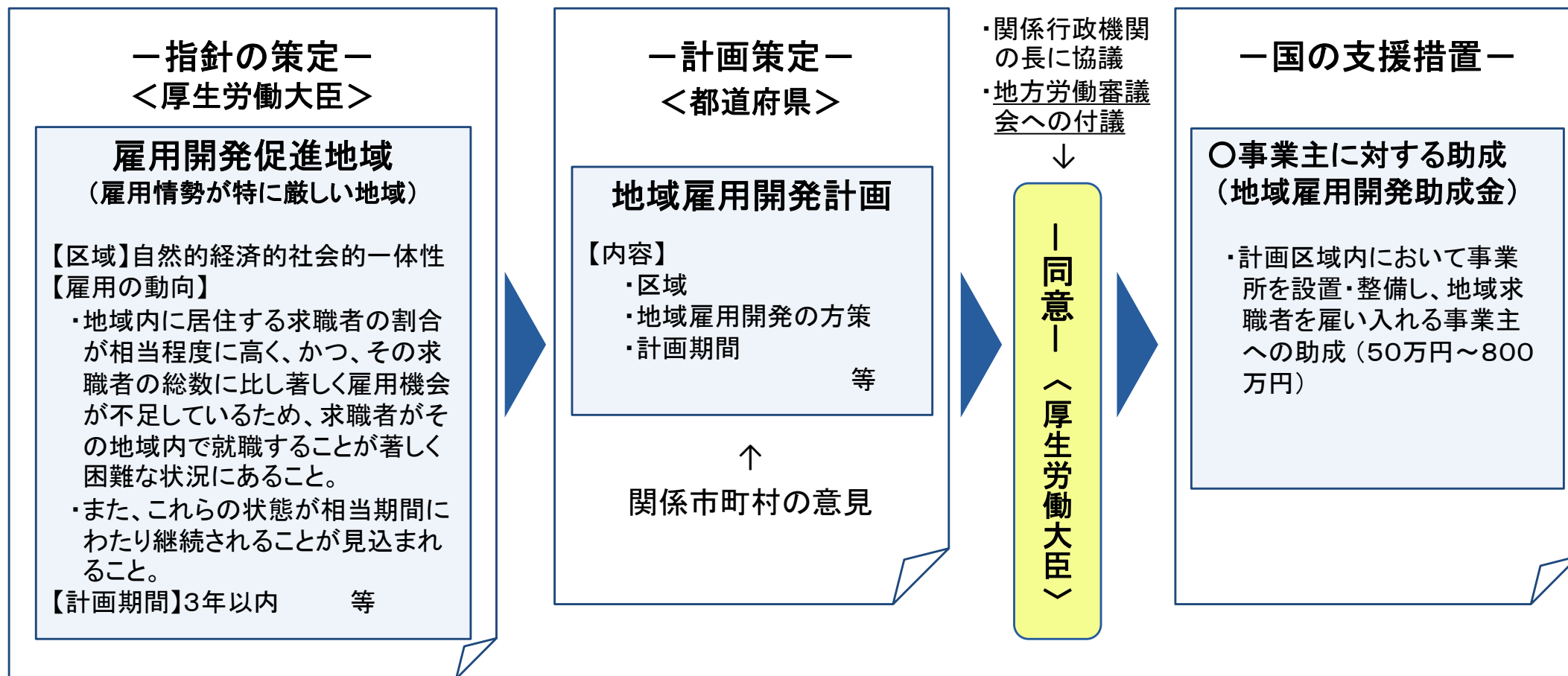
資料 2－5 : 地域雇用開発促進法（抜粋）

資料 2－6 : 雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における
地域雇用開発の促進に関する指針

地域雇用開発促進法(雇用開発促進地域)について

資料2-1

雇用情勢が特に厳しい地域(雇用開発促進地域)について、都道府県が「地域雇用開発計画」を策定し、これに国が同意した場合「同意雇用開発促進地域」となる。同意雇用開発促進地域内で事業所の設置・整備を行い、地域の求職者を雇い入れた事業主に対し、「地域雇用開発助成金」の支給が可能となる。



＜地域要件＞

- 地域設定は、労働市場圏としてのまとまりごとに雇用情勢を判断する観点から、ハローワークの範囲を基本とする。
- 地域内の求職者数に関する基準として、最近3年間の労働力人口に対する求職者数の割合が全国平均(※1)以上である。
- 雇用情勢に関する基準として、最近3年間又は直近1年間のハローワークにおける一般又は常用有効求人倍率が全国平均の3分の2(※2)以下である。

※1 雇用情勢が大変厳しい地域(有効求人倍率0.5以下)の場合は、全国平均の3分の2

※2 3分の2の値が1以上の時は1、0.67未満の時は0.67。ただし、全国平均が0.67未満の時は全国平均値

次の1～3のいずれにも該当すること。

1 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること
具体的には、公共職業安定所の管轄区域を原則とし、地理的に分断されておらず連続性を有する区域であって、市町村を単位とすること

2 その地域に係る労働力人口に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること
具体的には、①及び②又は①及び③を満たすこと。

① 令和2年国勢調査の労働力人口に対する令和4年10月～令和7年9月におけるその地域に係る公共職業安定所の**一般有効求職者数割合**の月平均値が、**3.2%以上**
ただし、令和4年10月～令和7年9月及び令和6年10月～令和7年9月におけるその地域の**一般有効求人倍率**又は**常用有効求人倍率**の月平均値が共に0.50倍以下の場合は、**2.1%以上**

② 令和4年10月～令和7年9月又は令和6年10月～令和7年9月におけるその地域の**一般有効求人倍率**の月平均値が

- ・ 令和4年10月～令和7年9月・・・**0.85倍以下**
- ・ 令和6年10月～令和7年9月・・・**0.83倍以下**

③ 令和4年10月～令和7年9月又は令和6年10月～令和7年9月におけるその地域の**常用有効求人倍率**の月平均値が、

- ・ 令和4年10月～令和7年9月・・・**0.82倍以下**
- ・ 令和6年10月～令和7年9月・・・**0.81倍以下**

3 その地域内に居住する求職者に関し地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められること
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の区域並びに東京都、愛知県又は大阪府の区域に隣接し又は近接する地域であって、これらの区域と経済的条件からみて一体であるものは、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められないこと

地域雇用開発助成金 地域雇用開発コースのご案内

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」は、雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

助成金の要件

対象となる事業主

雇用情勢の厳しい地域（→裏面Q1参照）などで、事前に計画書を提出した上で事業所の設置・整備を行い、対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上雇い入れた事業主が対象です。

対象労働者の主な要件

- 雇い入れ日時点で、地域に居住する求職者であること※1
- ハローワークなどの紹介で雇い入れられた求職者であること
- 雇い入れ当初から、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者であること
- 継続して雇用する労働者※2として雇い入れられること

※1 事業所を過疎等雇用改善地域もしくは特定有人国境離島等地域（→裏面Q1参照）に設置する場合、事業所の所在地を管轄するハローワークの管轄区域外から区域内に、申請書の提出完了日までに住所を移転する求職者なども対象労働者となります。

※2 対象労働者の年齢が原則として65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることをいいます。

対象となる費用

次の(1)～(3)をすべて満たす施設または設備にかかる費用が対象です（→裏面Q2参照）。

- (1) 雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること
- (2) 計画期間（最長18か月間）内に設置・整備が行われるものであること
- (3) 1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること

助成額

設置・整備に要した費用や対象労働者の増加人数などに応じて、以下の表の額を支給します。（1年ごとに3回支給）

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	（ ）内は創業の場合のみ適用※2			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※1 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。

※2 創業の場合は、※1にかかわらず、対象労働者の増加人数2人から対象とし、初回の支給時に（ ）内の額が支給されます。

※3 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

裏面に、この助成金に関するQ&Aや支給申請の流れなどを掲載しておりますので、ご参照ください

Q1 「雇用情勢が厳しい地域」とはどのような地域を指しますか？

A1 「雇用情勢の厳しい地域」とは、次の①～③の地域を指します。

- ① 同意雇用開発促進地域（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）
- ② 過疎等雇用改善地域（若年層・壮年層の流出が著しい地域）
- ③ 特定有人国境離島等地域

※それぞれの地域の具体的な市町村名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。

※①～③の地域以外であっても特例措置により本助成金の対象となる場合があります（3ページ参照）。

Q2 具体的にどのような費用が対象として認められますか？

A2 例えば、以下のような費用が対象として認められます。

ただし、すべて1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上である必要があります。

- ◆事業所の新設または増設工事費用、内装工事費用
- ◆不動産購入費用
- ◆動産の購入費用（機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機、運搬器具など）
- ◆事業所や動産の賃借またはリース費用 など

注意！
右の費用は
助成の対象外です

- ・計画期間外に引き渡しや支払いがあった施設・設備にかかる費用
- ・賃貸借契約により賃料を得る施設・設備
- ・各種税金（消費税を除く）、各種保険料、振込手数料
- ・土地購入・土地賃借費、光熱料 など

受給の手続き

: 事業主が行う手続き : 事業主が事業所内で行う取り組み

計画日

- ① 「**計画書**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

計画期間（最長18か月）

- ② 地域の雇用拡大のために必要な**事業所の設置・整備**を行う（300万円以上）
- ③ **要件を満たす労働者を雇い入れ**、3人（創業の場合は2人）以上増加させる

完了日

- ④ 「**完了届（第1回支給申請書）**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請

- ⑤ 「**支給申請書（2回目）**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

1年間

被保険者数の維持 対象労働者数の維持 対象労働者の定着

支給申請

- ⑥ 「**支給申請書（3回目）**」などの必要書類を管轄労働局長に提出する

※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

この助成金の受給には、このリーフレットに掲載されていない各種要件があります。
ご不明な点は、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局へお問い合わせください。

特例措置

地域活性化雇用創造プロジェクト※¹ 参加事業主に対する特例

対象事業主	厚生労働大臣が選定した地域活性化雇用創造プロジェクト（通称：地プロ）を実施する都道府県の承認を受けた事業主
主な受給要件	地プロが実施される区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※ ² を正社員※ ³ として雇い入れること。
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。なお、第1回目の支給時に 対象労働者1人あたり50万円が上乗せ支給され、1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限です。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※¹ 地域活性化雇用創造プロジェクトとは、都道府県が地域の協議会の了承を得て提案する事業の中から、コンテスト方式で正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選定し、その事業を都道府県が主体となって実施する制度です。
- ※² 対象労働者は、実施主体の都道府県に居住する求職者です。
- ※³ 当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と、適用される賃金制度と1週間の所定労働時間が同一の者に限ります。
- ※⁴ 創業の場合は、対象労働者の増加人数2人から対象となります。
- ※⁵ 対象となる都道府県名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。
- ※⁶ 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例

対象事業主	認定地方公共団体が作成した認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業※ ¹ に関連する寄附を行った事業主
主な受給要件	当該事業が実施される地方公共団体※ ² の区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※ ³ を継続して雇用する労働者として雇い入れること
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。なお、この特例は 1事業所あたり1回のみ適用 されます。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※¹ 地域の安定的な雇用機会の増大を図る事業に限ります。
- ※² 都市部（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）を除きます。
- ※³ 対象労働者は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が実施される地方公共団体の区域に居住する求職者です。
- ※⁴ 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。
- ※⁵ 対象となる都道府県名・市区町村名は、4ページの「対象地域一覧」でご確認ください。
- ※⁶ 上記表は令和5年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

全国の対象地域一覧

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。地域によって、指定期間が異なりますのでご注意ください。

同意雇用開発促進地域



過疎等雇用改善地域



特定有人国境離島等地域



地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例対象地域（注）



（注）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の区域内に事業所を設置または整備する事業主は対象外です。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例対象地域



（問い合わせ先一覧）

- * 詳細は、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。
- * ご不明な点は、最寄りの労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。



宮城県県南地域雇用開発計画

令和 8 年 4 月

宮 城 県

目 次

はじめに	1
I 雇用開発促進地域の区域	
1 対象地域	2
2 地域の概況	2
3 要件該当区域であることの明示	8
II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項	
1 労働力と完全失業者数	9
2 就業構造	9
3 求人・求職の状況	10
III 地域雇用開発の目標に関する事項	
1 産業を担う人材の育成・確保	11
2 活力ある地域づくり	11
3 就職の目標数	11
IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項	
1 地域雇用開発の促進のための措置	12
2 産業人材の育成及び職業能力開発の推進に関する事項	13
3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項	13
4 各種支援措置の周知徹底に関する事項	13
5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項	14
6 地域雇用開発の促進に資する県の取り組み	14
V 計画期間に関する事項	14

はじめに

東日本大震災から15年が経過し、県内産業の立て直しが進んでいた中、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による経済の悪化が雇用情勢にも影響を及ぼしたものの、緩やかに持ち直しの動きが見られ、令和7年4月における有効求人倍率は、県内全体で

1.22倍（季節調整値）となっている。しかし、沿岸地域と内陸地域とで大きな格差があり、石巻公共職業安定所管内及び気仙沼公共職業安定所管内では、それぞれ1.27倍及び1.06倍となっているものの、大河原公共職業安定所管内では0.73倍と低い水準となっている。

これは、震災の被害が特に大きかった沿岸地域では、被災企業の事業再開や復興需要に支えられ、求人数が大幅に増加したが、内陸部、特に大河原公共職業安定所管内では、福島第一原発事故による放射能汚染の風評被害により、観光関連産業や農林業に大きな影響を及ぼしたことに加え、沿岸地域に比べて震災の直接の被害が小さかったため、復興需要が少なく、雇用機会が好転しなかったことによるものである。このため、地域において雇用機会の確保・拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

このことから、地域雇用開発促進法第5条第1項に基づき、地域雇用開発指針を踏まえて地域雇用開発促進計画を策定し、地域における安定的な雇用機会の確保を促進するための各種施策を推進していくものとする。

なお、地域雇用開発促進計画の策定に当たっては、将来の宮城のあるべき姿や目標の実現に向けて取り組むべき施策を明らかにした中長期的な県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」を基本とし、雇用開発の促進のための各種支援措置を講じることで、地域の雇用機会の確保・拡大に努めることとする。

I 雇用開発促進地域の区域

1 対象地域

本計画の雇用開発促進を行う地域は、大河原公共職業安定所の管轄区域である次の2市7町とする。

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町

2 地域の概況

(1) 指定地域及びその周辺の地形等

県南地域は、本県の南部に位置し、北は仙台圏域、西は山形県、南は福島県に隣接している。宮城県の総面積7,282km²に対し、当地域の面積は1,551km²であり、総面積の21.3%を占めている。

当地域の西部は、蔵王連峰の裾野に広がる丘陵地帯であり、蔵王連峰は蔵王国定公園、丘陵地帯は蔵王高原県立自然公園に指定されている。東部は、阿武隈川・白石川が流れる平野部であり、白石川沿いの桜並木は県南地域を代表する風景になっている。また福島県と接する阿武隈川流域は、阿武隈溪谷県立自然公園に指定されている。北東部は仙台都市圏と隣接し、住宅開発が進んでいる。

気候は、県内では比較的温暖であるが、地形により気温、降水量などにかかなりの差が見られる。冬期は蔵王おろしに象徴される西からの強風が吹く。

また、古くから街道や水運による交通の要衝となっており、東北新幹線、東北本線・阿武隈急行線の鉄道網や、東北自動車道・山形自動車道の高速交通網が整備されている。

このような地理的条件を活かし、第一次産業では、稲作に偏らない果樹、畜産、特用林産物など多彩な農林畜産業が営まれており、第二次産業では、高速交通網を活用し、電子部品、輸送用機械、生産用機械などの製造業の集積が進んでいる。また、第三次産業としては、豊かな自然環境を活かした観光関連産業など、多様な産業が展開されている。さらに、これまでの温泉、スキー場といった観光資源に加え、蔵王の雄大な自然を有効かつ効果的に活用し、地域産業の振興を図るため、「みやぎ蔵王三十六景」をキーワードにしたさまざまな事業が進められている。

宮城県県南地域位置図



(2) 人口の推移

国勢調査及び推計人口調査（令和6年10月1日現在）によると、令和6年における当地域の総人口は157,198人となっており、平成27年から令和6年の間で19,994人の減、△11.28%となっている。減少率が最も大きいのは、丸森町（22.03%）で、次いで七ヶ宿町（20.53%）となっている。

市町毎の人口の推移

各年10月1日現在 [単位：人]

	平成27年	令和2年	令和3年推計	令和4年推計	令和5年推計	令和6年推計
白石市	35,272	32,758	32,219	31,688	31,004	30,253
角田市	30,180	27,976	27,476	27,040	26,643	26,247
蔵王町	12,316	11,418	11,211	11,043	10,807	10,663
七ヶ宿町	1,461	1,262	1,228	1,217	1,172	1,161
大河原町	23,798	23,571	23,609	23,565	23,533	23,351
村田町	11,501	10,666	10,483	10,325	10,100	9,909
柴田町	39,525	38,271	38,083	37,687	37,537	37,010
川崎町	9,167	8,345	8,213	8,062	7,907	7,710
丸森町	13,972	12,262	11,871	11,548	11,222	10,894
圏域	177,192	166,529	164,393	162,175	159,925	157,198
県	2,333,899	2,301,996	2,290,036	2,279,554	2,263,552	2,230,717

資料：「推計人口調査（宮城県）」※国勢調査年は国勢調査結果より

県南地域の人口増減率

[単位：%]

	令和2年/平成27年	令和3年/令和2年	令和4年/令和3年	令和5年/令和4年	令和6年/令和5年	令和6年/平成27年
白石市	▲ 7.13	▲ 1.65	▲ 1.65	▲ 2.16	▲ 2.42	▲ 14.23
角田市	▲ 7.30	▲ 1.79	▲ 1.59	▲ 1.47	▲ 1.49	▲ 13.03
蔵王町	▲ 7.29	▲ 1.81	▲ 1.50	▲ 2.14	▲ 1.33	▲ 13.42
七ヶ宿町	▲ 13.62	▲ 2.69	▲ 0.90	▲ 3.70	▲ 0.94	▲ 20.53
大河原町	▲ 0.95	0.16	▲ 0.19	▲ 0.14	▲ 0.77	▲ 1.88
村田町	▲ 7.26	▲ 1.72	▲ 1.51	▲ 2.18	▲ 1.89	▲ 13.84
柴田町	▲ 3.17	▲ 0.49	▲ 1.04	▲ 0.40	▲ 1.40	▲ 6.36
川崎町	▲ 8.97	▲ 1.58	▲ 1.84	▲ 1.92	▲ 2.49	▲ 15.89
丸森町	▲ 12.24	▲ 3.19	▲ 2.72	▲ 2.82	▲ 2.92	▲ 22.03
圏域	▲ 6.02	▲ 1.28	▲ 1.35	▲ 1.39	▲ 1.71	▲ 11.28
県	▲ 1.37	▲ 0.52	▲ 0.46	▲ 0.70	▲ 1.45	▲ 4.42

資料：「推計人口調査（宮城県）」※国勢調査年は国勢調査結果より

(3) 地域の産業の状況

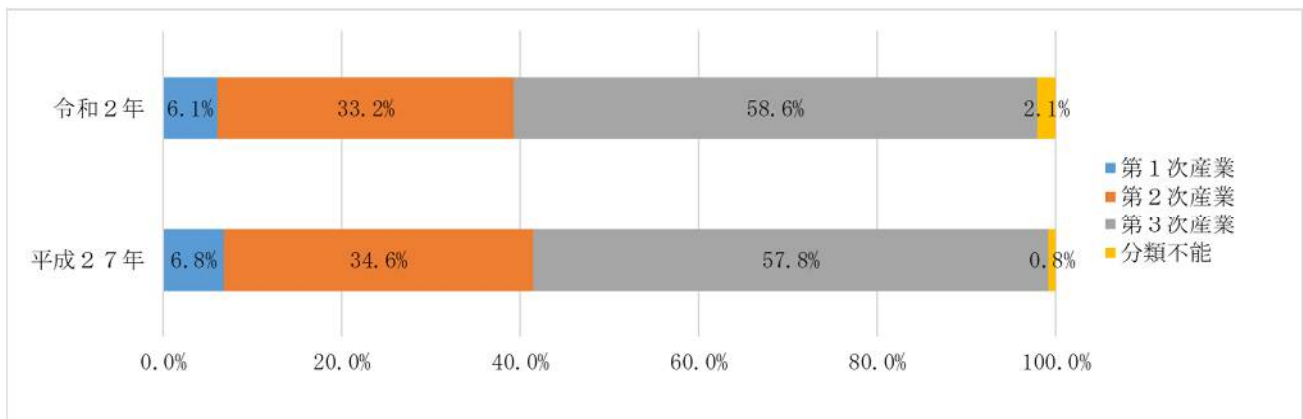
当地域の産業別就業構造を見ると、令和2年は平成27年と比較し第一次産業が855人、第二次産業が2,523人、第三次産業が1,569人減少している。第一次産業においては、後継者不足や高齢化、離農等により減少しており、第二次産業及び第三次産業は就業者数が減少したことが原因と考えられる。

産業分類別従業者数

[上段：就業者数(人)，下段：割合(%)]

	平成27年					令和2年					増減				
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計
白石市	1,111	5,631	9,868	57	16,667	830	5,147	9,293	629	15,899	▲ 281	▲ 484	▲ 575	572	▲ 768
	6.7%	33.8%	59.2%	0.3%		5.2%	32.4%	58.5%	4.0%		▲ 281	▲ 484	▲ 575	572	▲ 768
角田市	1,099	5,528	7,458	323	14,408	985	4,878	7,089	429	13,381	▲ 114	▲ 650	▲ 369	106	▲ 1,027
	7.6%	38.4%	51.8%	2.2%		7.4%	36.5%	53.0%	3.2%		▲ 114	▲ 650	▲ 369	106	▲ 1,027
蔵王町	842	1,882	3,354	87	6,165	772	1,722	3,169	74	5,737	▲ 70	▲ 160	▲ 185	▲ 13	▲ 428
	13.7%	30.5%	54.4%	1.4%		13.5%	30.0%	55.2%	1.3%		▲ 70	▲ 160	▲ 185	▲ 13	▲ 428
七ヶ宿町	126	150	336	0	612	130	130	353	0	613	4	▲ 20	17	0	1
	20.6%	24.5%	54.9%	0.0%		21.2%	21.2%	57.6%	0.0%		4	▲ 20	17	0	1
大河原町	292	3,626	7,158	124	11,200	294	3,509	7,191	58	11,052	2	▲ 117	33	▲ 66	▲ 148
	2.6%	32.4%	63.9%	1.1%		2.7%	31.7%	65.1%	0.5%		2	▲ 117	33	▲ 66	▲ 148
村田町	496	2,011	3,132	19	5,658	360	1,795	3,046	33	5,234	▲ 136	▲ 216	▲ 86	14	▲ 424
	8.8%	35.5%	55.4%	0.3%		6.9%	34.3%	58.2%	0.6%		▲ 136	▲ 216	▲ 86	14	▲ 424
柴田町	435	6,028	11,462	21	17,946	405	5,885	11,697	148	18,135	▲ 30	▲ 143	235	127	189
	2.4%	33.6%	63.9%	0.1%		2.2%	32.5%	64.5%	0.8%		▲ 30	▲ 143	235	127	189
川崎町	487	1,540	2,723	5	4,755	421	1,426	2,515	31	4,393	▲ 66	▲ 114	▲ 208	26	▲ 362
	10.2%	32.4%	57.3%	0.1%		9.6%	32.5%	57.3%	0.7%		▲ 66	▲ 114	▲ 208	26	▲ 362
丸森町	860	2,712	3,086	46	6,704	696	2,093	2,655	290	5,734	▲ 164	▲ 619	▲ 431	244	▲ 970
	12.8%	40.5%	46.0%	0.7%		12.1%	36.5%	46.3%	5.1%		▲ 164	▲ 619	▲ 431	244	▲ 970
圏域	5,748	29,108	48,577	682	84,115	4,893	26,585	47,008	1,692	80,178	▲ 855	▲ 2,523	▲ 1,569	1,010	▲ 3,937
	6.8%	34.6%	57.8%	0.8%		6.1%	33.2%	58.6%	2.1%		▲ 855	▲ 2,523	▲ 1,569	1,010	▲ 3,937
県	47,017	246,510	760,125	24,275	1,077,927	44,050	236,613	772,212	28,473	1,081,348	▲ 2,967	▲ 9,897	12,087	4,198	3,421
	4.4%	22.9%	70.5%	2.3%		4.1%	21.9%	71.4%	2.6%		▲ 2,967	▲ 9,897	12,087	4,198	3,421

資料：「国勢調査」(総務省)



(4) 地域の農業の状況

当地域の農業は、水稻を基幹とした複合経営が進んでおり、乳用牛や鶏・肉用牛・野菜・花き・果樹などを取り入れた多彩な農業が営まれている。

しかし、近年は、農業従事者の高齢化や担い手の減少による耕作放棄地の増加、野生鳥獣による農作物への被害拡大、肥料や燃油等の生産資材価格の高騰など、農業を取り巻く状況は厳しさを増している。

このような中、地域農業の担い手確保及び経営安定に向けた集落営農組織の法人化、侵入防止柵設置等の野生鳥獣対策、経営の多角化や6次産業化などの収益性向上に向けた取組が進んでいる。

市町毎の農家数

	平成27年				令和2年※		
	総農家数	専業	第1種兼業	第2種兼業	総農家数	販売農家	自給的農家
白石市	1,149	230	67	852	1,411	836	575
角田市	1,511	310	153	1,048	1,646	1,034	612
蔵王町	734	176	88	470	836	523	313
七ヶ宿町	94	29	12	53	133	59	74
大河原町	253	53	27	173	315	178	137
村田町	669	143	43	483	764	481	283
柴田町	484	95	26	363	534	296	238
川崎町	559	93	45	421	632	403	229
丸森町	1,064	234	126	704	1,174	682	492
圏域	6,517	1,363	587	4,567	7,445	4,492	2,953
県	37,533	7,865	5,261	24,407	41,509	28,632	12,877

資料：「農林業センサス」（農林水産省）

※2020年調査より兼業別統計が廃止されたことに伴い記載項目が異なる。

(5) 地域の商業の状況

当地域の商業は、経済センサス - 活動調査によると、令和3年調査は事業所数が1,457事業所、従業者数が10,003人、年間商品販売額が228,288百万円となっており、前回調査（平成28年）よりも事業所数で154事業所、従業者数で77人、年間商品販売額で48,459百万円減少している。

当地域では、国道4号バイパス沿いへの大型商業施設の進出等により、中心市街地の衰退、空洞化が進んでおり、各市町で既存商店街の再活性化が課題となっている。

市町毎の商業の事業所数等

事業所数、従業者数：各年6月1日現在 [単位：店・人]

		総数									
		平成28年			令和3年			増減率			
		事業所数	従業者数	年間商品販売額	事業所数	従業者数	年間商品販売額	増減数	増減率	増減率	
事業所数	白石市	344	280	-64	-18.6%	50	29	-42.0%	294	251	-14.6%
	角田市	262	238	-24	-9.2%	29	30	3.4%	233	208	-10.7%
	蔵王町	110	122	12	10.9%	17	21	23.5%	93	101	8.6%
	七ヶ宿町	23	19	-4	-17.4%	1	1	0.0%	22	18	-18.2%
	大河原町	290	289	-1	-0.3%	44	42	-4.5%	246	247	0.4%
	村田町	103	101	-2	-1.9%	20	20	0.0%	83	81	-2.4%
	柴田町	248	216	-32	-12.9%	43	30	-30.2%	205	186	-9.3%
	川崎町	101	83	-18	-17.8%	8	9	12.5%	93	74	-20.4%
	丸森町	130	109	-21	-16.2%	6	9	50.0%	124	100	-19.4%
	圏域	1,611	1,457	-154	-9.6%	218	191	-12.4%	1,393	1,266	-9.1%
	県	22,103	21,159	-944	-4.3%	6,858	6,658	-2.9%	15,245	14,501	-4.9%
従業者数	白石市	2,313	2,033	-280	-12.1%	554	395	-28.7%	1,759	1,638	-6.9%
	角田市	1,659	1,593	-66	-4.0%	208	224	7.7%	1,451	1,369	-5.7%
	蔵王町	483	623	140	29.0%	141	153	8.5%	342	470	37.4%
	七ヶ宿町	93	95	2	2.2%	1	1	0.0%	92	94	2.2%
	大河原町	2,148	2,246	98	4.6%	250	265	6.0%	1,898	1,981	4.4%
	村田町	577	506	-71	-12.3%	110	96	-12.7%	467	410	-12.2%
	柴田町	1,953	2,103	150	7.7%	287	189	-34.1%	1,666	1,914	14.9%
	川崎町	316	267	-49	-15.5%	30	28	-6.7%	286	239	-16.4%
	丸森町	538	537	-1	-0.2%	28	78	178.6%	510	459	-10.0%
	圏域	10,080	10,003	-77	-0.7%	1,609	1,429	-11.8%	8,471	8,574	1.2%
	県	184,540	189,960	5,420	2.9%	64,898	64,380	-0.8%	119,642	125,580	5.0%
年間商品販売額	白石市	83,551	46,688	-36,863	-44.1%	52,996	16,283	-69.3%	30,556	30,405	-0.5%
	角田市	35,364	29,533	-5,831	-16.5%	8,874	6,001	-32.4%	26,490	23,533	-11.2%
	蔵王町	15,649	20,502	4,853	31.0%	8,190	10,968	33.9%	7,459	9,534	27.8%
	七ヶ宿町	498	435	-63	-12.7%	x	-	-	x	435	-
	大河原町	57,322	53,113	-4,209	-7.3%	13,234	13,854	4.7%	44,088	39,258	-11.0%
	村田町	14,538	14,577	39	0.3%	4,552	6,282	38.0%	9,985	8,295	-16.9%
	柴田町	56,279	53,593	-2,686	-4.8%	18,280	15,561	-14.9%	37,999	38,032	0.1%
	川崎町	5,584	3,179	-2,405	-43.1%	1,251	400	-68.0%	4,333	2,779	-35.9%
	丸森町	7,962	6,668	-1,294	-16.3%	1,112	1,289	15.9%	6,850	5,378	-21.5%
	圏域	276,747	228,288	-48,459	-17.5%	108,489	70,638	-34.9%	167,760	157,649	-6.0%
	県	11,554,910	10,978,811	-576,099	-5.0%	8,782,579	8,277,494	-5.8%	2,772,330	2,701,317	-2.6%

資料：経済センサス - 活動調査 産業別集計（卸・小売業）結果（総務省・経済産業省）

※年間商品販売額はそれぞれ平成27年、令和2年1年間の数値 [単位：百万円]

※令和3年調査においては、個人経営の年間商品販売額を含まない。

（6）地域の工業の状況

当地域は、県内で早くから工業の集積が図られた地域であり、令和3年の従業員4人以上の事業所数が310事業所、従業者が19,202人、製造品出荷額等が約6,275億円となっており、仙台地域に次ぐ工業地域になっている。近年、従業員数は減少傾向にあり、東日本大震災の影響により減少した製造品出荷額等は平成26年から増加傾向に転じ平成28年には平成22年を上回った。

市町毎の工業の事業所数等（従業員4人以上の事業所）

[単位：所・人・万円]

	平成24年			平成28年			令和3年		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額数	事業所数	従業者数	製造品出荷額数	事業所数	従業者数	製造品出荷額数
白石市	67	3,875	8,071,576	63	3,757	12,361,227	53	3,990	15,414,683
角田市	59	5,986	15,024,587	59	5,587	15,747,680	58	5,513	17,151,591
蔵王町	38	1,108	3,241,729	40	1,510	3,624,855	34	1,251	5,612,015
七ヶ宿町	2	38	X	3	128	144,795	2	117	X
大河原町	38	934	1,420,921	35	1,090	1,930,615	34	929	2,012,109
村田町	32	2,382	6,155,018	32	1,973	6,632,337	28	1,326	3,530,053
柴田町	58	4,469	15,600,564	49	4,553	15,357,088	44	4,271	15,102,521
川崎町	24	573	994,613	26	728	1,705,366	17	685	1,399,002
丸森町	39	1,333	4,664,598	38	1,087	3,019,616	40	1,120	2,534,159
圏域	357	20,698	55,173,606	345	20,413	60,523,579	310	19,202	62,756,133
県	2,668	102,510	276,730,562	2,928	111,372	401,707,044	2,593	111,794	435,799,851

資料：経済センサス - 活動調査 産業別集計（製造業）結果（総務省・経済産業省）

※（平成24年調査）事業所数及び従業者数は2月1日現在、製造品出荷額等は前年1年間の数字。

※（平成28年調査及び令和3年調査）事業所数及び従業者数は6月1日現在、製造品出荷額等は前年1年間の数字。

※平成28年調査においては、事業所数、従業者数については個人経営調査票による調査分を含むが、

製造品出荷額等はこれらの調査分を含まない。

※令和3年調査においては、個人経営を含まない。

(7) 地域の林業の状況

当地域の森林は、総土地面積の68%を占め、仙南・仙塩地区の重要な水源となっているほか、木材生産や県土の保全、保健休養の場の提供など地域社会に大きく貢献している。しかし、木材価格の長期低迷や担い手不足、高齢化などに加え、依然として福島第一原発事故による放射能汚染やそれに伴う風評被害への対応が求められているため、各市町や森林組合など林業関係団体と連携して、県南地域の林業生産活動の活性化に向け、県産材の安定的供給と木材利用の拡大、担い手の育成、二酸化炭素吸収源対策、特用林産物の放射能対策などに取り組んでいる。

森林面積と農林業経営体数

	総面積 (ha)	うち森林面積・割合		国有林 (ha)	民有林 (ha)	農林業経営体数			
						県有林	市町村 (財産区含む)	私有林	
白石市	28,648	19,489.52	68.03%	4,267.24	15,222.28	807.25	1,380.08	12,864.96	19
角田市	14,753	5,579.11	37.82%	82.24	5,496.87	0.64	35.97	5,421.90	20
蔵王町	15,283	9,408.64	61.56%	4,222.63	5,186.01	40.55	11.07	4,918.59	7
七ヶ宿町	26,309	24,115.81	91.66%	15,312.98	8,802.83	438.05	1,358.21	6,935.90	16
大河原町	2,499	695.38	27.83%	-	695.38	-	14.62	680.76	2
村田町	7,838	4,144.72	52.88%	405.76	3,738.96	74.30	605.63	3,059.03	10
柴田町	5,403	1,886.60	34.92%	36.73	1,849.87	-	161.97	1,687.90	3
川崎町	27,077	21,480.40	79.33%	8,864.96	12,615.44	663.18	1,781.82	10,170.44	12
丸森町	27,330	19,187.35	70.21%	2,431.21	16,756.14	394.92	2,252.56	14,108.66	18
圏域	155,140	105,987.53	68.32%	35,623.75	70,363.78	2,418.89	7,601.93	59,848.14	107
県	728,229	414,306.39	56.89%	130,747.70	283,558.69	12,978.65	35,623.48	234,058.89	489

資料:「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省・国土地理院)
「森林・林業のすがた(令和6年度版)」(宮城県)
「2020年農林業センサス」(農林水産省)

3 要件該当区域であることの明示

(1) 地域の一体性

当地域は、本県の南部に位置し、奥羽山脈と阿武隈山地に囲まれ、阿武隈水系域となっており、鉄道は南北に東北新幹線、JR東北本線及び第三セクター阿武隈急行線が通り、東北縦貫自動車道・山形自動車道の高速網や国道4号・113号、主要地方道亘理大河原川崎線などの道路網が整備されており、地理的に連続・一体性を持っている。

地域内の2市役所7町役場は、それぞれ1時間以内で移動が可能であり、こうした地理的条件から、各市町は経済的、社会的な結びつきも強く、雇用の面において一つの労働市場圏を形成するほか、通勤、通学や日常生活の面でも一体性を成している。

また、県の行政圏域としても、大河原町に地方振興事務所を置き、大河原公共職業安定所の管轄区域を1つの圏域として、地域振興施策を始めとする各種施策を各市町と連携して推進しており、当地域は経済的、社会的に一体性を持った地域である。

(2) 最近の有効求職者の割合と有効求人倍率

当地域の最近3年間における労働力人口に対する一般有効求職者数の月平均値の割合は3.3%であり、要件である全国の月平均3.2%を上回っている。

また、当地域の令和7年における一般有効求人倍率は0.82倍であり、厚生労働省で定めた基準0.85倍を下回っていることから、地域雇用開発促進法施行規則第2条第1項第2号に規定された要件に該当している。

県南地域 労働力人口に占める最近3年間の求職者数の割合

[単位：人、%]

	令和2年労働力人口	R4.10~R5.9	R5.10~R6.9	R6.10~R7.9	3年平均
圏域	84,228	3.3	3.3	3.2	3.3
全国値	59,949,767	3.2	3.2	3.2	3.2

資料：「国勢調査」（総務省）、宮城労働局

県南地域 最近3年間の有効求人倍率の状況（原数値）

[単位：人、倍]

		R4.10~R5.9	R5.10~R6.9	R6.10~R7.9	3年平均
有効求人倍率	一般	0.87	0.78	0.82	0.82
	常用	0.77	0.72	0.76	0.75
	全国（一般）	1.32	1.26	1.24	1.27
	全国（常用）	1.20	1.14	1.13	1.16

資料：宮城労働局

II 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項

1 労働力と完全失業者数

令和2年国勢調査によると、当地域の労働力人口は84,228人で、県全体の7.5%を占めており、平成27年国勢調査と比較すると実数で4,574人、5.2%減少している。

一方、当地域の令和2年国勢調査による完全失業者数は4,050人、完全失業率は4.8%で、平成27年国勢調査と比較すると、実数で637人、率にして0.5ポイント改善している。

県南地域の失業者の状況

[単位：人、%]

圏域	平成27年				令和2年			
	労働力人口	就業者数	完全失業者数	完全失業率	労働力人口	就業者数	完全失業者数	完全失業率
圏域	88,802	84,115	4,687	5.3	84,228	80,178	4,050	4.8
県	1,133,081	1,077,927	55,154	4.9	1,130,271	1,081,348	48,923	4.3

資料：「国勢調査」（総務省）

2 就業構造

令和2年国勢調査によると、当地域の就業者数は80,178人で県全体の7.4%を占めており、平成27年国勢調査と比較すると、実数で3,937人、4.7%減少している。

産業別に見ると、第一次産業が6.1%、第二次産業が33.2%、第三次産業が58.6%となっており、県平均と比べ、第一次産業及び第二次産業の構成比が高く、第三次産業の構成比が低い。

また、当地域の産業分類別従業者数の構成比率は、「製造業」が23.4%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」が14.0%、「医療、福祉」が11.3%となっている。

県南地域 産業分類別従業者数

	白石市	角田市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町	柴田町	川崎町	丸森町	圏域		県	
										合計	構成比率	合計	構成比率
全産業（A～T）	15,899	13,381	5,737	613	11,052	5,234	18,135	4,393	5,734	80,178	6.1%	1,081,348	4.1%
第一次産業（A～B）	830	985	772	130	294	360	405	421	696	4,893	6.1%	44,050	4.1%
A 農業、林業	828	983	761	129	294	360	403	413	694	4,865	6.1%	38,383	3.5%
B 漁業	2	2	11	1	-	-	2	8	2	28	0.0%	5,667	0.5%
第二次産業（C～E）	5,147	4,878	1,722	130	3,509	1,795	5,885	1,426	2,093	28,585	33.2%	236,613	21.9%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	25	18	12	1	5	2	16	9	4	92	0.1%	347	0.0%
D 建設業	1,563	1,241	667	44	914	592	1,485	625	636	7,767	9.7%	105,548	9.8%
E 製造業	3,559	3,619	1,043	85	2,590	1,201	4,384	792	1,453	18,726	23.4%	130,718	12.1%
第三次産業（F～S）	9,293	7,089	3,169	353	7,191	3,046	11,697	2,515	2,655	47,008	58.6%	772,212	71.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	93	47	15	-	35	13	51	15	15	284	0.4%	8,326	0.8%
G 情報通信業	117	79	32	1	97	28	186	22	26	588	0.7%	25,122	2.3%
H 運輸業、郵便業	738	651	271	32	638	389	1,104	265	259	4,347	5.4%	65,076	6.0%
I 卸売業、小売業	2,147	1,720	740	58	1,684	757	2,923	508	657	11,194	14.0%	181,474	16.8%
J 金融業、保険業	207	155	66	1	200	85	273	34	55	1,076	1.3%	22,951	2.1%
K 不動産業、物品賃貸業	182	136	91	1	146	60	275	37	20	948	1.2%	23,424	2.2%
L 学術研究、専門・技術サービス業	282	241	78	8	245	68	358	49	68	1,397	1.7%	32,947	3.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	683	445	414	45	504	267	816	235	153	3,562	4.4%	56,914	5.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	590	457	183	22	392	193	650	249	130	2,866	3.6%	35,876	3.3%
O 教育、学習支援業	627	468	140	34	586	132	806	129	137	3,059	3.8%	55,799	5.2%
P 医療、福祉	2,033	1,402	611	54	1,403	489	1,998	468	586	9,044	11.3%	135,001	12.5%
Q 複合サービス業	161	163	45	7	102	41	150	44	48	764	1.0%	9,564	0.9%
R サービス業（他に分類されないもの）	945	680	310	33	647	329	1,140	301	292	4,677	5.8%	75,541	7.0%
S 公務（他に分類されるものを除く）	488	445	173	57	512	192	967	159	209	3,202	4.0%	44,197	4.1%
その他（T）	629	429	74	0	58	33	148	31	290	1,692	2.1%	28,473	2.6%
T 分類不能の産業	629	429	74	0	58	33	148	31	290	1,692	2.1%	28,473	2.6%

資料：「国勢調査」（総務省）

3 求人・求職の状況

当地域の令和6年度の一般有効求人数は25,728人（月平均2,144人）である。新規求人の産業別構成比では、製造業（24.0%）、医療・福祉（23.5%）、建設業（22.4%）の順となっている。

令和6年度の一般有効求職者数は32,716人（月平均2,726人）であり、最近3年間の一般有効求職者数の推移を見ると、令和6年度は令和4年度に比べ1.9%減少している。

県南地域 最近3年間の求人・求職の状況（原数値）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
有効求人数	一般	28,456	27,336	25,728
	常用フルタイム	18,053	18,153	18,016
有効求職者数	一般	33,364	33,245	32,716
	常用フルタイム	20,506	20,512	20,217

資料：宮城労働局

宮城県県南地域 産業別新規求人の状況（パートを除く）

[単位：人、%]

産 業	令和4年度	令和5年度	令和6年度		産業別構成比 (令和6年度)	
			対前年度比	対前年度比		
A 農、林、漁業 (01~04)	104	118	13.5	102	▲ 13.6	1.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	8	6	▲ 25.0	6	0.0	0.1
D 建設業 (06~08)	1,440	1,413	▲ 1.9	1,388	▲ 1.8	21.2
06 総合工事業	954	930	▲ 2.5	972	4.5	14.8
E 製造業 (09~32)	1,726	1,571	▲ 9.0	1,849	17.7	28.2
09 食料品製造業	343	551	60.6	361	▲ 34.5	5.5
10 飲料・たばこ・飼料製造業	34	28	▲ 17.6	21	▲ 25.0	0.3
11 繊維・縫製業	16	14	▲ 12.5	12	▲ 14.3	0.2
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	18	14	▲ 22.2	14	0.0	0.2
13 家具・装備品製造業	6	7	16.7	6	▲ 14.3	0.1
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	26	17	▲ 34.6	31	82.4	0.5
15 印刷・同関連業	1	0	▲ 100.0	4	-	0.1
16 化学工業	34	24	▲ 29.4	27	12.5	0.4
17 石油製品・石炭製品製造業	0	0	-	0	-	0.0
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	334	209	▲ 37.4	683	226.8	10.4
19 ゴム製品製造業	0	0	-	0	-	0.0
21 窯業・土石製品製造業	55	64	16.4	88	37.5	1.3
22 鉄鋼業	18	27	50.0	34	25.9	0.5
23 非鉄金属製造業	35	44	25.7	21	▲ 52.3	0.3
24 金属製品製造業	178	162	▲ 9.0	124	▲ 23.5	1.9
25 はん用機械器具製造業	95	64	▲ 32.6	108	68.8	1.6
26 生産用機械器具製造業	109	70	▲ 35.8	71	1.4	1.1
27 業務用機械器具製造業	32	17	▲ 46.9	10	▲ 41.2	0.2
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 *	84	36	▲ 57.1	50	38.9	0.8
29 電気機械器具製造業	63	70	11.1	57	▲ 18.6	0.9
30 情報通信機械器具製造業	63	10	▲ 84.1	35	250.0	0.5
28,30 ハードウェア製造関係業	147	46	▲ 68.7	85	84.8	1.3
31 輸送用機械器具製造業	117	110	▲ 6.0	76	▲ 30.9	1.2
20,32 その他の製造業	65	33	▲ 49.2	16	▲ 51.5	0.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	11	6	▲ 45.5	9	(50.0)	0.1
G 情報通信業 (37~41)	6	0	▲ 100.0	0	-	0.0
39 情報サービス業	6	0	▲ 100.0	0	-	0.0
H 運輸業、郵便業 (42~49)	237	281	18.6	228	(▲ 18.9)	3.5
I 卸売業、小売業 (50~61)	482	465	▲ 3.5	331	(▲ 28.8)	5.1
50~55 卸売業	155	123	▲ 20.6	82	(▲ 33.3)	1.3
56~61 小売業	327	342	4.6	249	(▲ 27.2)	3.8
J 金融業、保険業 (62~67)	16	14	▲ 12.5	8	▲ 42.9	0.1
K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	49	52	6.1	43	▲ 17.3	0.7
L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	23	41	78.3	61	48.8	0.9
M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	144	145	0.7	116	▲ 20.0	1.8
75 宿泊業	119	136	14.3	104	▲ 23.5	1.6
76 飲食店	25	9	▲ 64.0	12	33.3	0.2
N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	167	174	4.2	140	▲ 19.5	2.1
O 教育、学習支援業 (81, 82)	37	74	100.0	64	▲ 13.5	1.0
P 医療、福祉 (83~85)	1,515	1,622	7.1	1,621	(▲ 0.1)	24.8
83 医療業	551	642	16.5	656	(2.2)	10.0
85 社会保険・社会福祉・介護事業	964	980	1.7	965	(▲ 1.5)	14.7
Q 複合サービス事業 (86, 87)	60	103	71.7	66	▲ 35.9	1.0
R サービス業（他に分類されないもの） (88~96)	383	361	▲ 5.7	451	(24.9)	6.9
92 その他のサービス業	103	123	19.4	140	(13.8)	2.1
S, T 公務（他に分類されるものを除く）・その他 (97, 98, 99)	131	97	▲ 26.0	65	▲ 33.0	1.0
合 計	6,539	6,543	0.1	6,548	0.1	100.0

資料：宮城労働局

Ⅲ 地域雇用開発の目標に関する事項

1 産業を担う人材の育成・確保

各産業の今後の成長のためには、技術力や生産技術の向上等を支える人材の育成・確保が最も重要であり、学校教育等と連動した人材育成体系の構築を進める。加えて、女性、高齢者などの力がこれまで以上に発揮されるとともに、若者などの能力を活かし、起業しやすい魅力ある環境づくりを進め、県内産業を担う人材の育成等を図る。

[重点的取組目標]

- ① 産業発展を担う人材の育成
- ② 新規就農者の育成と確保
- ③ 女性の経営参画等の促進

2 活力ある地域づくり

今後、当地域が成長するためには、製造業及び農林業、観光関連産業（商業・サービス業）の競争力の強化に努める必要がある。このため、県内企業と関係機関の連携を強化し、経営革新を一層促進する。

特に、製造業の中核である自動車関連事業及び高度電子機械産業を中心に、技術力の向上や関連企業の誘致、産学官の密接な連携のもとで、県内の学術研究機関の持つ技術力等を活用した高度技術産業の育成を推進し、競争力のある産業集積を図る。

[重点的取組目標]

- ① 食関連ビジネスや地場産品づくり
- ② マーケットニーズに応える高品質で多彩な農林産品づくり
- ③ 自然・歴史・文化を組み合わせた観光の振興
- ④ 地域の経済成長を支える企業活動や地域商工業の活性化
- ⑤ 循環型社会をめざす環境に配慮した産業活動の推進

3 就職の目標数

計画期間（3年間）内における地域内の新規雇用創出人数を170人とすることを目標とする。

IV 地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

1 地域雇用開発の促進のための措置

(1) 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

地域経済の成長のためには、新たな需要を獲得することが重要であり、企業を誘致することは、地域経済を活性化し雇用の安定にも資することから優先課題として取り組む。

本県では、地域未来投資促進法に基づき、令和6年3月に「宮城県基本計画」を策定し、国から同意を得ている。当地域は本計画の対象区域となっていることから、成長ものづくり産業・物流関連産業や情報通信・IT 関連産業、環境エネルギー関連産業の振興によるDX やGX の地域実装、多彩な観光資源を活用した観光産業、豊かな農林水産資源を活かした農林水産・食品関連産業など多様な分野に取り組む地域経済牽引事業を支援し、地域経済の好循環を目指す。

併せて、雇用開発促進地域の同意を受けることで、地域雇用開発助成金の活用による事業所の設置・整備に伴う雇い入れを強化し、また、新たな事業展開に向けた中核人材の確保、あるいは、従業員のキャリア形成を図る企業に対し、人材開発支援助成金や県及び各市町の企業立地優遇措置を活用し、雇用機会の拡大を図るものとする。

(2) 観光の振興

当地域は、蔵王国定公園を中心とした温泉やスキー場・ゴルフ場、桜などの四季折々の花など数多くの観光資源に恵まれており、これらの地域資源を生かした観光客の誘致はもとより、「みやぎ蔵王三十六景」をキーワードに新たな観光需要を生み出す取り組みを市町、観光業界等が協働して進めていく。

また、県は、豊かな自然環境を生かした交流・体験活動を支援し、グリーンツーリズムやエコツーリズムの効果的な展開を図り、さらに農家レストランや直売活動を支援することにより雇用の拡大を図る。

(3) 商業活動の活性化

当地域においては、中核的な市街地を形成する白石市、角田市、大河原町や柴田町の中心部などは商業地区として発展してきたが、大型店の進出や消費動向の変化に伴い経営環境が大きな影響を受け、中心商店街の空洞化が進行している。このため、県では、商店街の将来ビジョンの形成やにぎわい創出などの活性化や地域生活を支えるための買い物機能の強化を図る取り組みを支援するとともに、小売業やサービス業に新規参入する起業家を育成するための支援を行う。また、ビジネスプランの作成支援など、産業支援機関等と連携した多様な経営支援体制の充実を図る。

(4) アグリビジネス等の推進

経営の多角化や事業連携によって、販売流通・農産加工をはじめとする関連産業の付加価値を取り込んで経営を発展させるアグリビジネスは、本県の農業の競争力を高めるものと期待されることから、アグリビジネスに取り組む経営体に対し、マーケティングや組織運営等の経営スキル向上のため、民間のノウハウを活用し、事業計画の具体化に向けた助言、経営の発展段階や取組内容に応じたきめ細かな支援を実施するとともに、施設等の整備を支援する。

また、定住人口が減少している農村の活性化とともに、都市住民の農業・農村への関心の高まり等に伴う多様な交流機会の創出を図るため、農山漁村が持つ多様な地域資源を活用した都市と農村の交流を推進する。

2 産業人材の育成及び職業能力開発の推進に関する事項

(1) 産業人材の育成

各産業の今後の成長のためには、技術力や生産性の向上等を支える人材の育成・確保が重要であることから、県は、産学官の人材育成機関が参画する「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」を活用し、地域の人材ニーズに応じた人材育成施策の検討や多様な人材育成の取組を推進する。

なお、平成22年度から、「地域の人材は地域で育てる」を基本理念とし、地域の産業界、学校及び職業訓練機関との連携体制を構築・充実するため、情報共有・意見交換等を行う場として「仙南地域産業人材育成プラットフォーム会議」を設置しており、その一環として、ものづくり企業と高校の先生等による意見交換会を開催している。

また、高校生を対象とした仙南地域ものづくり企業説明会による若者の職業観を醸成し、これらの取組により地元企業や高校との連携を強化しながら産業人材の育成・確保を図る。

加えて、新規就農希望者への就農関連情報の提供を行い、新規就農者の確保に努めるとともに、高齢化、後継者不足が深刻化する中、農林畜産業者の活動を支援し、意欲と能力のある担い手の育成を図る。

(2) 職業訓練施設

当地域内における公共職業訓練施設としては、県立白石高等技術専門校があり、情報通信ネットワーク科、プログラムエンジニア科で主に新規高卒者を対象として職業訓練が実施されている。

また、民間職業訓練施設としては、職業訓練法人の認定職業訓練施設が2か所あり、それぞれ地域産業に根ざした職業訓練が行われている。

県は、宮城労働局、大河原公共職業安定所及び事業主団体等と連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた効果的な職業能力開発を推進し、企業進出、地場企業の事業展開等に際して必要となる人材の確保・育成に努める。

3 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

地域の労働市場の状況、雇用・職業等に関する情報提供や、求職者に対する職業指導・相談や事業主に対する指導・援助がきめ細かく行えるよう、県は、宮城労働局及び大河原公共職業安定所と密接な連携を図る。

4 各種支援措置の周知徹底に関する事項

県は、地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について、宮城労働局や関係機関と連携を図りながら、事業主に対するパンフレットの配布や県・市町の広報紙等及びITを活用した広報・啓発活動を行う。また、市町との連携を密にし、地域雇用開発助成金及び地域雇用開発に資する各種支援措置等について事業主等への周知を図り、その効果が十分に発揮されるように努める。

5 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の促進に当たっては、関係機関等が共通の認識を形成することが重要である。そのため、県は、公共職業安定所が主催する「雇用対策推進協議会」などにおいて、関係市町、関係機関、事業主団体、労働団体等地域における関係者と意思の疎通を図り、目標の達成を目指す。

6 地域雇用開発の促進に資する県の取り組み

(1) 基本方針

県が、「富県宮城」の実現のため令和12年度を目標年度として策定した「新・宮城の将来ビジョン」では、「富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進」、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」、「誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり」、「強靱で自然と調和した県土づくり」を政策推進の基本方向として、各種取組を推進しているところである。

それぞれに掲げる取組を推進し、「富県宮城」の実現を図るとともに、さらには令和8年度以降に宮城県が目指す姿の実現に向けて着実に取組を進めていく。

(2) 雇用のミスマッチ解消を図るため県が整備を行う事業

- ① 新規高卒者を対象とした合同企業説明会を開催し地域への就職を促進する。
- ② 大卒等求人一覧表を作成し、県内企業や求人動向等の情報提供を行うほか、就職ガイダンス等を開催し、就職促進と県内企業の優秀な人材の確保を支援する。
- ③ 県で設置する就職支援拠点「みやぎシゴトサポートセンター」において、求職者に対し、キャリアカウンセリング、業界研究セミナー、職場見学会などをワンストップで提供し、就職の促進を図る。
- ④ 宮城県へのU I Jターン就職を支援するため「みやぎ移住サポートセンター業務」及び「みやぎジョブカフェ東京サテライト」、「みやぎで就活応援プロジェクト事業」を実施し、県内企業の求める人材の確保に努める。
- ⑤ 企業・学校・行政をコーディネートする専門的知見を有する「地学地就コーディネーター」を配置し、県内企業の人材不足解消を図る。
- ⑥ 産学官が一体となって「ものづくりカレッジ」を設置し、県内中小ものづくり企業の魅力等を学生に伝え、大卒人材の県内就職や県内定着を図る。

V 計画期間に関する事項

計画期間は、厚生労働大臣の同意を得た日から3年間とする。

地域雇用開発促進法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じ、もつて当該労働者の職業の安定に資することを目的とする。

【中 略】

（地域雇用開発計画）

第五条 都道府県は、地域雇用開発指針に基づき、当該都道府県内の地域であつて雇用開発促進地域に該当すると認められるものについて、当該地域に係る地域雇用開発の促進に関する計画（以下「地域雇用開発計画」という。）を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

【中 略】

6 厚生労働大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、第二項第一号に掲げる区域を管轄する都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

【以下省略】

○雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針

(平成十九年八月三日)

(厚生労働省告示第二百七十一号)

変更	平成二二年	四月	一日	厚生労働省告示第一五一号
	同	二三年	八月三〇日	同 第三〇〇号
	同	二四年	四月 六日	同 第三二七号
	同	二七年	四月一〇日	同 第二四六号
	同	二九年	七月三一日	同 第二六二号
	同	三一年	三月二九日	同 第一四〇号

地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第四条第一項の規定に基づき、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針を次のように定め、平成十九年八月四日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。なお、雇用機会増大促進地域、能力開発就職促進地域、求職活動援助地域及び高度技能活用雇用安定地域における地域雇用開発の促進に関する指針(平成十三年厚生労働省告示第三百八号)は、平成十九年八月三日限り廃止する。

雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針

本指針は、地域雇用開発促進法(以下「法」という。)に定める雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域について、当該地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、当該地域の実情に応じた地域雇用開発のための措置を講じ、もって当該地域内に居住する労働者の職業の安定に資することを目的として、法に基づき、国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針その他地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画の指針となるべき事項について定めるものである。

第1 国の雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する基本方針

1 法に定める地域に該当するための要件

法第2条第2項の雇用開発促進地域及び同条第3項の自発雇用創造地域に該当するための要件は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 雇用開発促進地域に該当するための要件

次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること(法第2条第2項第1号)。

具体的には、公共職業安定所の管轄区域を原則とし、地理的に分断されておらず連続性を有する区域であって、市町村を単位とすること。

- ロ その地域に係る労働力人口に対する当該地域内に居住する求職者の数の割合が相当程度に高く、かつ、当該求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが著しく困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること(法第2条第2項第2号及び第3号)。

具体的には、次のいずれにも該当すること。

- (イ) 公表された直近の国勢調査におけるその地域に係る労働力人口に対する最近3年間におけるその地域に係る公共職業安定所の一般有効求職者数の月平均値の割合が、当該国勢調査における全国の労働力人口に対する当該期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合以上であること。

- (ロ) 次のいずれかに該当すること。

(i) 最近3年間又は最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率(当該地域に係る公共職業安定所の一般有効求人数を当該公共職業安定所の一般有効求職者数で除して得た率とする。以下同じ。)の月平均値が、それぞれ当該期間における全国の一般有効求人倍率(全国の一般有効求人数を全国の一般有効求職者数で除して得た率とする。以下同じ。)の月平均値に3分の2を乗じて得た率(当該率が1.00倍を超える場合にあっては1.00倍とし、0.67倍未満である場合にあっては0.67倍とする。ただし、全国の一般有効求人倍率の月平均値が0.67倍未満である場合にあっては、全国の一般有効求人倍率の月平均値とする。)以下であること。

(ii) 最近3年間又は最近1年間におけるその地域の常用有効求人倍率(当該地域に係る公共職業安定所の常用有効求人数を当該公共職業安定所の常用有効求職者数で除して得た率とする。以下同じ。)の月平均値が、それぞれ当該期間における全国の常用有効求人倍率(全国の常用有効求人数を全国の常用有効求職者数で除して得た率とする。以下同じ。)の月平均値に3分の2を乗じて得た率(当該率が1.00倍を超える場合にあっては1.00倍とし、0.67倍未満である場合にあっては0.67倍とする。ただし、全国の常用有効求人倍率の月平均値が0.67倍未満である場合にあっては、全国の常用有効求人倍率の月平均値とする。)以下であること。

ただし、最近3年間及び最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値が共に0.50倍以下である場合にあっては、(イ)を次のとおりとすること。

公表された直近の国勢調査におけるその地域に係る労働力人口に対する最近3年間におけるその地域に係る公共職業安定所の一般有効求職者数の月平均値の割合が、当該国勢調査における全国の労働力人口に対する当該期間における全国の一般有効求職者数の月平均値の割合に3分の2を乗じて得た割合以上であること。

ハ その地域内に居住する求職者に関し法第3章に定める地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められること(法第2条第2項第4号)。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府の区域並びに東京都、愛知県又は大阪府の区域に隣接し又は近接する地域であって、これらの区域と経済的条件からみて一体であるものは、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められないこと。

(2) 自発雇用創造地域に該当するための要件

次のイからニまでのいずれにも該当すること。

イ 1又は2以上の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域であること(法第2条第3項第1号)。

2以上の市町村の区域とするときは、原則として隣接した市町村からなる区域とすること。

ロ その地域内に居住する求職者の総数に比し相当程度に雇用機会が不足しているため、当該求職者がその地域内において就職することが困難な状況にあり、その状態が相当期間にわたり継続することが見込まれること(法第2条第3項第2号及び第3号)。

具体的には、次のいずれかに該当すること。

(イ) 最近3年間又は最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間における全国の一般有効求人倍率の月平均値(当該月平均値が1.00倍を超える場合にあっては1.00倍とし、0.67倍未満である場合にあっては0.67倍とする。)以下であること。

(ロ) 最近3年間又は最近1年間におけるその地域の常用有効求人倍率の月平均値が、それぞれ当該期間における全国の常用有効求人倍率の月平均値(当該月平均

値が1.00倍を超える場合にあつては1.00倍とし、0.67倍未満である場合にあつては0.67倍とする。)以下であること。

(ハ) 次のいずれにも該当すること。

(i) 最近3年間又は最近1年間におけるその地域の一般有効求人倍率又は常用有効求人倍率の月平均値が1.00倍未満であること。

(ii) 最近5年間におけるその地域の人口減少率(②に掲げる人口(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。以下(ii)において同じ。))から①に掲げる人口を控除して得た人口を②に掲げる人口で除して得た数値。以下(ii)において同じ。)が最近5年間における全国の人口減少率以上であること。

① 現年度の初日の属する年の1月1日の人口

② 現年度の初日の属する年の5年前の年の1月1日(当該年が平成25年以前であるときは、当該年の3月31日)の人口

ハ その地域内の市町村、当該地域をその区域に含む都道府県、当該地域の事業主団体その他の地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出(以下「雇用の創造」という。)の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、当該市町村が雇用の創造に資する措置を自ら講じ、又は講ずることとしてること(法第2条第3項第4号)。

ニ その地域内に居住する求職者に関し、法第4章に定める地域雇用開発のための事業等の措置を講ずる必要があると認められること(法第2条第3項第5号)。

2 地域の産業政策等との連携

都道府県又は市町村がその発意に基づき策定する地域雇用開発計画及び地域雇用創造計画(3において「計画」と総称する。)においては、都道府県又は市町村が策定している産業振興に係る計画等との整合性の確保を図りつつ、地域雇用開発に資する産業政策を盛り込むなど、産業政策等とあいまった地域雇用開発のための方策が講じられることが効果的である。

3 地域雇用開発の推進に当たっての国、地方公共団体及び地域における関係者の連携

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域の要件に該当し、地域雇用開発の目標、地域雇用開発を促進するための方策等が本指針に即しており、当該方策の実施によって、目標が達成されることが見込まれ、地域の特性にかんがみ地域的な雇用構造の改善に資

すると認められる計画に対して、同意を行うものである。

また、計画が同意された場合には、その目標を達成するために、計画に盛り込まれた施策が着実に実施され、実施状況がフォローアップされることが必要である。その結果、必要に応じ、都道府県又は市町村による計画の変更、計画に対する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の同意の取消し等も想定される。

したがって、計画が地域の実情を踏まえて策定され、効果的に推進されていくためには、地域における関係者が当該計画に係る地域雇用開発についての共通認識を有し、相互に連携を図りつつ、総合的に各種施策が実施されていくことが重要である。

このため法においては、計画を策定するに当たっては、都道府県知事は関係市町村長の意見を聴くものとしており、また、当該計画に同意するに当たっては、厚生労働大臣が関係行政機関の長に協議するとともに、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は地方労働審議会の意見を聴かなければならないとしているところである。さらに、市町村が計画を策定するに当たっては地域雇用創造協議会の意見を聴くように努めることとなっているが、都道府県においても、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、地域雇用開発の確実な実施に資することが望ましい。

第2 地域雇用開発計画の指針となるべき事項

求職者の総数に比し著しく雇用機会が不足している地域において雇用機会の増大策を講ずることは、地域の労働者の雇用の安定に資するのみならず、地域社会の活力ある発展に資するものであり、適切かつ機動的な対応を怠れば、地域の雇用問題は更に深刻化するとともに、地域間の雇用機会の不均衡がますます拡大していくおそれがある。

こうした課題を抱える雇用開発促進地域については、地域における関係者の創意の発揮と積極的な努力により、地域の特性に応じた魅力ある雇用機会の創出を通じ、地域内の求職者に良好な雇用の場を提供し、地域的な雇用構造の改善を図ることを目標とする。

地域雇用開発計画に盛り込むべき事項は1から3までとし、盛り込むよう努めるべき事項は4及び5とする。

1 雇用開発促進地域の区域(法第5条第2項第1号)

雇用開発促進地域の区域を明記するとともに、第1の1の(1)に該当すると認められる区域であることを明らかにすること。

2 雇用開発促進地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項(法第5条第2項第2号)

以下の項目を参考に、地域雇用開発を促進するための方策を総合的かつ具体的に明ら

かにすること。

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進等に関する事項

地域の特性、民間部門の活力を生かしつつ地域雇用開発の促進に努めること。この場合、次の(イ)に掲げる事業主に対する助成措置を活用するとともに、必要に応じて次の(ロ)又は(ハ)に掲げる事業主に対する助成措置を活用する等、地域の雇用機会の創出の促進等に努めること。また、雇用開発や人材育成のためのノウハウの提供を行う等ソフト面の援助にも配慮すること。

(イ) 事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用する事業主

(ロ) 事業所に職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者を置き、かつ、地域内に居住する求職者を雇用する事業主

(ハ) 事業所の設置・整備に伴い地域内に居住する求職者を雇用し、又は雇用することとし、かつ、当該求職者に対し職業に必要な教育訓練を行う事業主

ロ 職業能力開発の推進に関する事項

地域の実情に応じた職業能力開発を、関係機関の連携の下、効果的に行うよう努めること。地域の職業能力開発に対するニーズを踏まえつつ、企業進出、地元企業の事業展開等に際して必要となる労働力の確保・育成に努めること。この場合、適切な企業内教育訓練の促進に努めるとともに、公共職業能力開発施設においても地域の訓練ニーズを把握し、特別の訓練コースの設定等当該ニーズに応じた効果的な職業能力開発、委託訓練等の実施に努めること。

ハ 労働力需給の円滑な結合の促進に関する事項

地域の労働市場の状況等雇用・職業に関する情報等の積極的な提供を行うとともに、求職者に対する職業指導・相談等や事業主に対する指導・援助をきめ細かに行うよう努めること。

ニ 各種支援措置の周知徹底に関する事項

地域雇用開発を促進するために講じられる各種支援措置について周知徹底を図り、当該措置の積極的な活用が図られるよう努めること。

ホ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係市町村、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向が反映されるように配慮すること。

(2) 地域雇用開発の促進に資する都道府県の取組

雇用機会の創出につながる地域における経済活動を牽引する事業を促進するための取組、福祉や環境等地域に密着した産業又は地場産業の育成、企業誘致や企業育成のための支援等地域の特性に応じた産業の振興、産学官の連携による新産業の育成及び就職の促進につながる人材育成等に努めること。

3 計画期間に関する事項(法第5条第2項第3号)

計画期間を原則として3年の範囲内で定めること。

4 雇用開発促進地域における労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項(法第5条第3項第1号)

雇用開発促進地域における求人数、求職者数、求人倍率、離職者の動向、年齢別等の雇用動向、労働力人口の動態、就業構造等を示すことにより、当該地域の労働市場の特徴を明らかにすること。

5 雇用開発促進地域の地域雇用開発の目標に関する事項(法第5条第3項第2号)

地域における労働力の需給状況やその他雇用の動向等当該地域の特性や実情を踏まえ、以下の点に留意しつつ、講じようとする施策や地域の雇用構造の改善に関して、量的かつ具体的な目標を設定すること。

(1) 産業の集積状況、産業活動の動向等を始めとした地域の特性を十分に踏まえること。

(2) 地域において進められる産業基盤整備、新規事業展開、地場産業の育成等当該地域の産業政策及び地域振興政策との連携を図ること。

第3 地域雇用創造計画の指針となるべき事項

雇用情勢が厳しい中で雇用創造に取り組む意欲が高い自発雇用創造地域においては、法第10条第1項の事業(以下「地域雇用活性化推進事業」という。)等による地域の特性を生かした創意工夫ある取組への支援を通じ、求職者の円滑な就職を促進し、地域的な雇用構造の改善を図ることを目標とする。

この際、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化等の地域再生の取組との連携を十分図ることとする。

地域雇用創造計画に盛り込むべき事項は1から5までとし、盛り込むよう努めるべき事項は6及び7とする。

1 自発雇用創造地域の区域(法第6条第2項第1号)

自発雇用創造地域の区域を明記するとともに、第1の1の(2)に該当すると認められる

区域であることを明らかにすること。

2 自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野に関する事項(法第6条第2項第2号)

自発雇用創造地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野として、地域雇用創造協議会で決定された事業の分野(以下「地域重点分野」という。)であって、(1)及び(2)のいずれにも該当するものを定めること。

(1) 地域雇用創造協議会の構成員である市町村又は都道府県が、当該分野を重点的に育成し、及び振興する旨を、地域再生計画その他の市町村又は都道府県が行う雇用政策等に係る計画を記載するものにより明確にしていること。

(2) 当該市町村又は都道府県自らが、当該分野における雇用機会の創出に資する施策を講じ、又は講ずることとしていること。

3 自発雇用創造地域における雇用の創造に資する方策その他当該自発雇用創造地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項(法第6条第2項第3号)

以下の項目を参考に、地域雇用開発を促進するための方策を総合的かつ具体的に明らかにすること。

(1) 地域雇用開発の促進のための措置

イ 地域の特性を生かした創意工夫ある取組の推進に関する事項

地域の特性を生かしつつ、創意工夫ある取組を地域の関係者が連携して自発的に行うよう努めること。この場合、地域雇用活性化推進事業を活用するとともに、雇用開発のための措置と国、都道府県又は市町村が実施する地域の活性化に資する措置とを総合的に講ずることにより、雇用開発を一層促進するよう努めること。

また、当該事業の提案のためのノウハウの提供を行う等ソフト面の援助にも配慮すること。

ロ 各種支援措置の周知徹底に関する事項

地域雇用開発を促進するために講じられる地域雇用活性化推進事業等の各種支援措置について周知徹底を図り、当該措置の積極的な活用が図られるよう努めること。

ハ 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、関係都道府県、労使等地域における関係者との意思疎通を図り、その意向が反映されるように配慮すること。

(2) 地域雇用開発の促進に資する市町村の取組

雇用機会の創出につながる地域における経済活動を牽引する事業を促進するための取組、福祉や環境等地域に密着した産業又は地場産業の育成、企業誘致や企業育成のための支援等地域の特性に応じた産業の振興、産学官の連携による新産業の育成、就職の促進につながる人材育成及び産業等に関する積極的な情報提供等に努めること。

4 計画期間に関する事項(法第6条第2項第4号)

計画期間を原則として3年の範囲内で定めること。ただし、地域雇用活性化推進事業の実施を予定している場合にあっては、当該事業の終了日までの間とすることができる。

5 事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、当該事業協同組合等に関する事項(法第6条第2項第5号)

事業協同組合等については、地域雇用創造協議会を構成する団体であって、自発雇用創造地域内において当該自発雇用創造地域における地域重点分野に属する事業を行うものであること、及び労働者の募集を行うのに適当と認められる事務処理の体制が整備されていること。

6 自発雇用創造地域における労働市場の需給状況その他雇用の動向に関する事項(法第6条第3項第1号)

自発雇用創造地域における求人数、求職者数、求人倍率、労働力人口の動態、就業構造等を示すことにより、当該地域の労働市場の特徴を明らかにすること。

7 自発雇用創造地域の地域雇用開発の目標に関する事項(法第6条第3項第2号)

地域における労働力の需給状況やその他雇用の動向等当該地域の特性や実情を踏まえ、以下の点に留意しつつ、講じようとする施策や地域の雇用構造の改善に関して、定量的かつ具体的な目標を設定すること。

(1) 地域雇用創造協議会を構成する団体の活動、産業の集積状況、産業活動の動向等を始めとした地域の特性を十分に踏まえること。

(2) 地域において進められる産業基盤整備、新規事業展開、地場産業の育成等当該地域の産業政策及び地域振興政策との連携を図ること。

改正文（平成三十一年三月二九日厚生労働省告示第一四〇号）抄

平成三十一年四月一日から適用することとしたので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。